



第54号

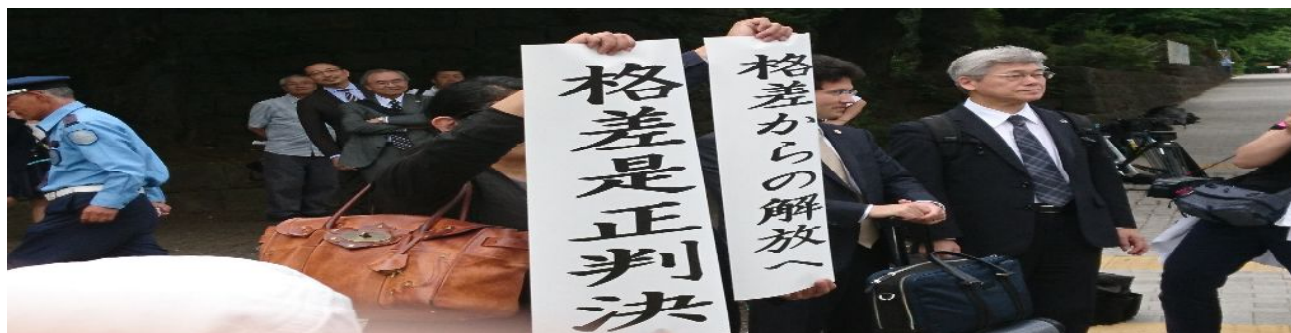
2018年6月18日発行

郵政産業労働者ユニオン中国

発行⇒郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
Tel&Fax⇒082-244-7719
piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp

岡崎リポート

労契法20条裁判最高裁判決



6月1日最高裁において注目すべき2件の判決が言い渡された。非正規社員と正社員の待遇格差を禁ずる労契法20条裁判初の最高裁判断である。ひとつは物流会社ハマキョウレックスの非正規運転手による訴訟。正社員に支給されている各種手当を非正規社員にも支給するよう求めたものだが、最高裁はそれをほぼ認めたのである。最高裁が「不合理な格差」として認定したのである。日本の財界に衝撃が走った瞬間であった。増える非正規労働者、広がり続ける格差。最高裁はその現状に対し、条文の設立主旨を踏まえたうえで、現在の社会情勢に警鐘を鳴らしたと考えてよからう。現在国会で審議中の働き方改革において、均等待遇、均衡待遇ともに盛り込まれる予定であり、さらに待遇格差の説明義務が現在までとは変わり、使用者側に義務づけられる予定である。裁判

や交渉での労働者側のハードルは、ぐっと下がることになり、今回の「賃金項目を個別に考慮すべき」とする判断は、それを先取りしたものであると考えていい。担当の中島弁護士のコメントは実に力強いものであった。「判決を高く評価する」しかし一方の長澤運輸に勤める定年退職した運転手による訴えは、ほぼ認められなかった。要件のひとつである「その他の事情」が大きく影響した判断となった。担当の宮里弁護士は「最高裁は現役と定年退職者との間をきれいに線引きしてしまった」と語り、明暗別れる結果となった。東京駅で偶然中島先生と鉢合わせしタクシーに同乗したところから始まった激動の1日だったが、法廷内で聞いたハマキョウレックス判決言い渡しは、まさに「時代が動いた」瞬間であった。そして郵政ユニオンはその一翼を担っていることを強く自覚できた1日であった。我々郵政ユニオンは引き続き郵政労働契約法20条裁判を全力で闘います。

~~~~~

## 告 示

郵政産業労働者ユニオン中国地本規約第18条に基づき下記のとおり、第7回地方大会を開催します。

### 記

日時：2018年7月15日（日） 10時00分～14時00分

場所：広島オフィスセンター第G会議室（5階）

広島市南区東荒神町3-35

2018年6月16日  
郵政産業労働者ユニオン中国地方本部  
執行委員長 三嶋 研二